

新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン第4版の変更点

公益社団法人全国学習塾協会

令和2年8月17日に改正した部分は以下の通りです。

感染症対策の基本方針（1ページ）

削除

「令和2年4月16日時点では、全都道府県が、新型インフルエンザ等対策特別措置法における緊急事態措置の対象地域となっているが、」

感染拡大防止対策（2～4ページ）

（1）①塾生向け・従業員向け・事業所内での対策及び②従業員向けの対応例

追加

- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の利用を推奨する。

（1）③事業所内での対応例

追加

- ・飲食を伴うイベントの開催を制限する。
- ・ビニールカーテンは、火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しない。ただし、これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合にあっては、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防災製品等）を使用する。

一部修正

- ・対面機会をできるだけ避け、飛沫対策としてマスク着用の上でのフェイスシールドの装着・ビニールカーテンや透明間仕切り板を設置する。

一部修正

○休憩スペース → ○休憩スペース及び飲食スペース